

## ドクター・バーナードホームにおける院児の監護権をめぐる裁判闘争

—1891年児童監護法と1908年児童法との関連に着目して—

○ 岩手県立大学大学院 高松 誠 (7441)

キーワード：1891年児童監護法 慈善事業 ドクター・バーナードホーム

### 1. 研究目的

現代社会における社会福祉の諸問題と向き合い、解決への道筋を創り上げてゆくために、過去の実践に学び、研究課題から得られた知見を生かして、糸口としてゆくことは重要な方法の一つであると思われる。本研究では、19世紀後半の英国において貧孤児の救済運動に生涯を捧げ、現代に至るまで子どもの福祉の発展に大きな影響を与えて続けているトーマス・ジョン・バーナード(Thomas John Barnado 1845-1905)の実践から、特に1880年代後半から1890年代前半にかけて起こった、3人の院児の施設における監護権を巡って争われた裁判を取り上げ、この裁判を契機として成立した1891年児童監護法との関連について考察を行う。更に英国初の総合的な児童法である1908年児童法の関連法として1891年児童監護法が位置づけられている点に着目し、子ども家庭福祉の分野の法整備が、19世紀以来の博愛慈善事業家たちの実践の上に進展した点を指摘する。そして、本研究での考察により、バーナードホームの実践が、施設養護における子どもの監護権、親権の問題への関心を促し、子どもの安全保障(児童虐待防止)や権利擁護の段階的な発展に貢献することとなった点を明らかにしてゆく。

### 2. 研究の視点および方法

本研究は一次史料を中心とした文献研究を基に行われる。一次史料として、英国Barnardo'sのArchive部門所蔵史料を参照し、特に機関紙Night & Dayを用いる。また同時代の裁判資料Law Report、新聞記事等にも注目する。そして、裁判の歴史的な経過および院児の施設における監護権を巡りバーナードが直面した3つの裁判事例の背景および経過について考察する。また、1891年児童監護法成立までの社会的宗教的背景、英国法における親権の歴史的展開にも着目し、法と福祉の関係についても論じる。

### 3. 倫理的配慮

本研究は一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理指針」(2010年4月1日施行)に基づき、先行論文等の業績の上に新たな知見を重ねていくことを目標とする。本研究で対象とする3人の院児の裁判事例は、裁判から100年以上が経過し、先行研究においても、実名での直接引用がされている。また、本研究においては、3人の院児の実名使用にあたり、イギリス、Barnardo'sのArchive部門に確認を取り、許可を頂いた上で研究を行っている。この他、先行業績の引用、出典等の表記に関して明確に言及し、自説を論ずる場合は他説との峻別に留意し、自己の研究内容を明確に提示できるように努める。

### 4. 研究結果

プロテスタントのキリスト教の立場から児童救済を行うことを明言していたバーナードホームは、施設の標語ともいえるNo destitute child ever refused admissionの理念のもと、ロンドンのスラム街、イーストエンドにおいて、貧孤児救済活動を展開していた。こうした活動において、バーナードホームは、すべての貧孤児の救済という観点から、カトリックの洗礼を受けた児童の救済活動も行い、それはカトリック側に、カトリックの洗礼

を受けた児童の改宗を行っているのではないかという疑念を起こさせた。バーナードはこうしたカトリック側の動きに対し、書簡をもって弁明を行った。しかし英国カトリック教会枢機卿、マニングはバーナードホームの児童救済の方法を批判し、両者には対立の図式が生まれることとなった。こうした背景のもと、バーナードホームに入所が許可された、カトリックの洗礼を受けた院児の信仰を巡って、カトリックの施設への院児の返還を求める裁判が起こされた。それにより、院児たちの人身保護礼状がバーナードに出され、院児のカトリック施設への入所を求める3つの裁判が1880年代後半から1890年代前半にかけて争われた。バーナードは、自身の施設運営の方針を弁明し、同時にカトリック側の児童救済への体制不備を指摘した。3人の院児ゴセージ、ロディ、タイはそれぞれ、親からの虐待の疑いがあり、バーナードは、院児の安全のため、返還を拒否した。しかし、親権者の要請に基づく院児の連れ戻し要求の権限は大きく、バーナードは3つの裁判にいずれも最終的に敗訴してしまう。こうした動きの中、子どもの保護、安全保障（権利擁護）という観点から、主にプロテスタント（福音主義）の信仰を持つ国会議員や弁護士が中心となり、裁判闘争中に、施設における子どもの監護権に関し、裁判所が一定の判断を下すことができるよう配慮された、児童監護法案（Custody of children Bill）が議会で提出される。しかし法案は、時期尚早として一度は廃案となってしまった。この時、裁判の一つである、ハリー・ゴセージケースでのバーナードの敗訴を受けて、福音主義の信仰を持つ法律家 Robert Anderson 卿が、雑誌 *The Contemporary Review* 誌に「Morality by Act of Parliament」と題する投稿を行ったことが転機を生み出した。Anderson 卿は、虐待の疑いがある親であっても、親権を理由に親への返還が英国の法制史上の慣例から是とされる現実を、議会での立法化により変えてゆくべきであると主張した。この主張は国会や世論を動かし、審議は再開され、この結果1891年児童監護法が制定されることとなる。また、同法は1908年児童監護法の関連法として位置づけられ、英国初の総合的な児童法の枠組みの中でも1891年児童監護法は位置づけられることとなった。

## 5. 考察

考察したバーナードの裁判闘争は、結果的に全て敗訴となったものの、後にマニング枢機卿の後を継いだヴォーガン枢機卿は、バーナードが指摘するカトリック側の児童救済の不備を調整し、カトリックの洗礼を受けた貧孤児の救助体制を強化し、バーナードホームとの和解を成立させた。結果としてバーナードのカトリック側に対する指摘は、カトリック側の貧孤児救済活動の問題点を明らかにさせ、これを改善せしめることとなった。また、バーナードの敗訴は、当時の施設における子どもの監護権の問題点を世論に喚起させ、問題を法により解決していくという道筋の一つとなった。これらのバーナードホームの実践は、子どもの安全（権利）保障のための法整備の重要性並びに、社会福祉における諸問題の表出やその改善に向けて、過去の実践を研究・検証してゆくことの必要性を示している。現代における社会福祉の源流となる実践を歴史的に研究することにより、過去の実践と現代の社会福祉との連続面が見出され、問題解決への示唆が現れてくると本研究は考える。

## 参考文献

Wagner, Gillian. (1979) *Barnardo*, London: Weidenfeld and Nicolson ; *Dr. Barnardo's Homes*(1889) In the High Court Justice, Queen's Division, Crown Side, 6th December, 1889, =D239/B2/6(11) ; *Custody of Children's Law* (1891) An act to amend the Law relating to the Custody of Children 26<sup>th</sup> March 1891.